

旭川市消費者被害防止 ネットワークニュース No.5

●旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

平成26年度、旭川市消費生活センターには、平成27年1月末時点で、2,308件の相談が寄せられています。昨年度同時期の相談件数が2,335件ですので、若干減少している状況となっています。詳細は以下の表のとおりです。

身近な方で消費生活に関して困っている方がいましたら、旭川市消費生活センターに相談するようご案内ください。

相談件数

	平成25年度	平成26年度
4月	266	251
5月	278	222
6月	237	232
7月	219	240
8月	187	200
9月	234	236
10月	242	297
11月	226	202
12月	189	210
1月	257	218
2月	234	
3月	240	
合計	2,809	2,308

販売方法別の相談件数

		平成25年度	平成26年度
訪問販売	家庭訪問	286	225
	SF商法	5	2
	アポイントメントセールス	1	3
	キャッチセールス	4	1
	上記以外	17	10
	訪問販売計	313	241
通信販売		715	691
連鎖販売(マルチ)		45	31
電話勧誘販売		239	196
ネガティブオプション(送りつけ商法)		51	8
訪問購入		14	24
その他無店舗		24	21
店舗販売		808	588
不明・無関係		600	508
(多重債務)		(66)	(29)
総件数		2,809	2,308

平成26年度は平成27年1月末現在の数値

※多重債務の()内の数字は内数です。

※訪問販売中「上記以外」とは、職場訪問販売、1日だけの展示会販売等です。



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

●ワンクリック請求にご注意

パソコンやスマートフォンで、誤って出会い系サイト等のアドレスにアクセスしてしまい、登録料を請求されたという相談が後を絶ちません。誤って操作した場合でも、登録や入会の前に料金等に関する内容を確認できない場合は請求の無効を主張できますが、主張しても請求が止まらないケースが多くあります。このような請求に応じ自分から事業者に連絡して、個人情報を知らせたりするのはやめましょう。

●賃貸住宅の契約トラブルにご注意

賃貸住宅に関するトラブルは、入居時や退去時に多く発生します。未然に防ぐため、次のことに気を付けましょう。

- ・契約前に物件を押さえておくため、宅地建物取引業者に支払った申込金や預り金は、契約しない場合には返還してもらう。
- ・部屋の間取りや設備に関するトラブルを防ぐため、借りる部屋は、必ず事前に自分で見て確認する。
- ・原状回復にかかった費用として、退去時に多額の支払いを請求されることがあるので、契約時には、退去時の負担などの契約条件をしっかりと確認する。

●高齢者を悪質商法から守りましょう

健康不安や寂しさなどに付け込んで高齢者の財産をねらう悪質事業者が居ます。被害の拡大を防ぐためには、身近な人が、高齢者の次のような兆候を見逃さないことが大切です。

- ・自宅に、不審な契約書、伝票などの書類がある。
- ・不審な健康食品や、同じような商品が大量にある。
- ・会話の中に「生活が苦しい」「支払いが大変」などの話が出る。
- ・自宅周辺に、不審な人が居たり車が止まっていたりする。

消費者啓発DVD・図書等の貸出し

消費生活センターでは、出前講座の他にも、消費者啓発DVD・図書等を無料で貸し出しています。ご家庭での閲覧や各団体の会合等での上映に是非ご活用ください。

- 対象 旭川市民及び旭川市内の団体
- 貸出期間 2週間
- 貸出点数 3本（冊）まで

<貸出方法>

- ① 旭川市消費生活センターに来所していただき、利用したいものを選んでください。
※郵送での貸出は行っていません。
- ② 利用申込書に必要事項を記載していただいた後、現住所等を確認できる身分証明書（運転免許証・健康保険証・学生証など）の提示をお願いいたします。

